

事 務 連 絡

平成 22 年 3 月 30 日

各都道府県障害福祉関係主管課担当者 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について」の一部改正等について

日頃より、障害福祉制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。

さて、福祉・介護人材の処遇改善事業につきましては、「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について」（平成 21 年 8 月 11 日付事務連絡）により事務処理要領等をお示ししたところです。

今般、平成 22 年 10 月より新たにキャリアパスに関する要件及び平成 21 年報酬改定を踏まえた定量的要件（以下「キャリアパス要件等」という。）を追加することとしました。このため事務処理要領を一部改正（平成 22 年 4 月 1 日から適用）するとともに、キャリアパス要件等に関する取扱い等について整理を行い Q & A（追加分 v o l . 2）を作成しましたので、次のとおりお知らせいたします。

- 「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領」の一部改正新旧対象表
- 改正後全文（参考）
- Q & A（追加分 v o l . 2）

各都道府県におかれましては、管内の事業者に対してキャリアパス要件等の内容及び平成 22 年 9 月末日までに届出を行う必要があることについて、周知を行っていたいただきますようお願いいたします。

あわせて、管内市町村に対しても、情報提供方よろしくようお願いいたします。

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課福祉サービス係 加藤

（電話）03-5253-1111

（内線）3091

（直通電話）03-3595-2528